

## 令和3年（2021年）度長野県文化芸術活動推進支援事業のご案内

「アーツカウンシル」が取り組む寄り添い型の人材育成支援、  
～  
持続的な活動を可能とする環境づくりにつなげる

### 【本事業の実施にあたって】

長野県は「長野県文化芸術振興計画」に基づき、専門的人材が地域の文化芸術活動に関する相談、助成、人材育成などの支援を行う「アーツカウンシル」の体制づくりを進めています。

アーツカウンシルは、文化芸術活動の中間支援機能を発揮する組織として、専門分野に精通したスタッフが、担い手の困りごとやニーズに合わせて相談・アドバイスを行うとともに、創作活動に対する助成、創作した作品等の発信のサポートなどを行い、活動全般を支援します。あわせて、持続的な活動を支えるための活動環境の構築を支援し、地域の文化芸術活動をマネジメントできる人材、創造活動の担い手を本県にひきつけることのできる人材を育成します。

本事業は、アーツカウンシルの体制づくりと並行し、県内の団体・グループの皆様が取り組む文化芸術活動に対して、相談・助成・学びの講座という寄り添い型の支援を行い、担い手の皆様の創作活動や持続的な活動基盤づくりをサポートするものです。

長野県では、文化芸術の力によって様々な課題の解決を目指す取組を応援します。

文化芸術活動に取り組む団体・グループの皆様のご応募をお待ちしております。

令和3年（2021年）6月  
長野県県民文化部

# 令和3年（2021年）度 長野県文化芸術活動推進支援事業募集要項

## 1 対象となる活動

長野県の文化芸術の持続的な発展に資する可能性があり、チャレンジ精神や創意工夫のみられる活動で、自らの問題意識に基づいて社会における課題を設定し、様々な人や組織と連携・協働を行いながら課題の解決に取り組むもの。

### 【活動のイメージ】

- ① 人と人とを結びつけながら芸術家を育成する、県民が文化芸術に触れる機会を拡大する、または活動環境の基盤を整える取組
- ② 文化芸術の担い手がネットワークを形成し、自身の活動の枠を超えてイベントの企画・運営を行い、担い手のスキルアップにつなげる取組
- ③ 子どもたちが文化芸術活動の面白さを体験するきっかけとなる取組や、プロ・アマ、障がいの有り無しを越えて人々が集い公演を創り上げる取組
- ④ 長野県の自然や文化財を活用し、芸術活動と県の魅力発信が結びつく取組
- ⑤ 地域の空き家等の資源を活用した新しい発想のアートイベントを開催し、地域住民の参画の定着、地域への移住の促進などに結び付ける取組。
- ⑥ 地域外のアーティストが、一定期間地域に滞在して、地域住民と連携した創作活動を行う「アーティスト・イン・レジデンス」のような取組
- ⑦ 若手スタッフに公演・展示の運営への参画を促し、地域との関わりを通して、中長期的に企画・制作のプロデューサーとして育成するような取組
- ⑧ 地域のアートイベントの開催をきっかけに、若者をはじめとする担い手の参画を進め、地域の伝統文化の継承に取り組むもの。

### ※ 対象とならない活動

- ① 地域において人材育成に寄与できる余地がないと考えられる活動
- ② 申請団体の通常の活動や所属・招聘芸術家の発表が中心で、地域との連携や活動環境を整えていく要素が少ないと考えられる活動
- ③ 別に定める補助金交付の対象となる活動期間外の活動
- ④ 団体やグループを構成する者の個人的な活動
- ⑤ 公衆の用に供するに当たり交付対象者以外の著作権を侵害する恐れのある活動
- ⑥ サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等
- ⑦ 宗教的活動又は政治的活動
- ⑧ 公序良俗に反する活動

## 2 対象者

長野県内に本部、主たる拠点が存在する文化芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等やグループ（法人格の有無、種別は問いません。）

※ 次に掲げる団体は、応募することができません。

- ・暴力団（長野県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当す

る団体)

・団体を構成する者に暴力団員（条例第2条第2号）、暴力団関係者（条例第6条第1項）に該当する者がいるもの

3 活動場所  
長野県内

4 対象となる分野  
次に掲げる文化芸術の創作や表現に係る活動

芸術	(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
メディア芸術	(映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の機器を利用した芸術)
伝統芸能	(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術)
芸能	(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
生活文化	(書道、華道等)
地域文化	(地域固有の伝統芸能、地域の人々による民俗芸能等)

5 補助金による支援  
対象経費の2分の1以内（上限50万円） ※対象経費一覧表は別紙のとおり

6 選定予定件数  
10件程度

7 補助金交付の対象となる活動期間  
補助金交付決定の日から令和4年（2022年）2月28日（月）まで  
ただし、事前着手届を提出し、やむを得ない事由があると認められた場合には、内示日以降の活動への着手が可能となります。

8 募集期間（期間中に相談会を開催します。）  
令和3年（2021年）6月24日（木）～ 7月31日（土）（※ 当日の消印有効）

【募集期間中の相談会】			
相談会	日 程	申込期限	利用アプリ、相談会場
オンライン 相談会	第1回 7/8（木）	7/2（金）	「Webex Meetings」を活用します。相談時間確定後、接続先を登録のメールアドレスに送信します。
	第2回 7/9（金）		
相談会 （対面）	第1回 7/20（火）	7/13（火）	長野県庁 2階 理事者控室 松本市勤労会館 2階 第5会議室 （松本市中央4-7-22）
	第2回 7/21（水）		

相談会	相談事項	対応職員
オンライン 相談会	・ 応募に関する相談全般	長野県文化振興コーディネーター
相談会 (対面)	・ 応募、活動に関する具体的相談 ※事業計画書（様式第1号）、収支 予算書（様式第2号）に基づく相談	長野県文化振興コーディネーター

※1 相談会は、各日とも9:00～12:00、13:00～17:00の時間で行います。一つの団体・グループにつき30分で相談時間を設定します。（相談を希望する団体等の数に応じて時間を調整します。）

※2 事前予約制となります。別紙申込用紙により、それぞれの相談会の申込期限までに申し込みをお願いします。

※3 相談会（対面）では、事業計画書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）を拝見しながら相談を行います。7月16日（金）までに、予め電子メールで提出をお願いします。（提出先：長野県文化政策課 geijutsu@pref.nagano.lg.jp）

## 9 実施における相談支援体制

8の相談会に加え、申請、活動、成果報告の各段階において、必要に応じて、専門スタッフ（長野県文化政策課在籍）や有識者が相談を受け、専門的知見に基づいて活動への助言を行います。（申請段階における相談の有無は選定の要件とはなりません。）

## 10 応募方法

長野県ホームページから申請に係る書式をダウンロードの上、必要事項を記入し、電子メール・または郵送で提出してください。

【提出先】〒380-8570（住所記載不要）長野県県民文化部 文化政策課 芸術文化係  
電話番号：026-235-7282、電子メール：geijutsu@pref.nagano.lg.jp

### 【注意事項】

#### （1）電子メールで提出の場合

- ・メールの件名の冒頭に【2021文化芸術補助事業】と記載してください。
- ・提出データの形式（拡張子）を以下のものとしてください。  
（.docx、.doc、.xls、.xlsx、.pptx、.ppt、.pdf、.jpg、.png）
- ・受信漏れを防止するため、
  - ① 添付ファイルの合計はメール1通につき4MB以内としてください。
  - ② zip形式で送信しないでください。（セキュリティの関係で、到達しない場合があります。）
  - ③ メール受信後に、当方から受信を確認した旨のメールを返信します。  
送信後、4日以内（土日祝日を除く）に受信確認メールの返信がない場合は、電話にて連絡をお願いします。

#### （2）郵送の場合

封筒の表面に「2021文化芸術補助事業書類在中」と朱書きしてください。

## 11 審査

### (1) 審査方法

外部有識者を交えた審査会を組織し、書面審査にて選定します。

### (2) 審査のポイント

- ①実現性：企画力、実施・進捗管理ができる体制、活動場所、予算、スケジュールの妥当性が確保されているか。あわせて、課題設定が妥当であり、課題解決に結びつく活動であるか。
- ②必要性：当該地域や当該活動団体であるからこそ取り組むことのできるもの文化芸術活動であるか。
- ③弾力性：コロナ禍の環境下や地域における人とのつながりなど、活動環境に応じて柔軟に対応できる活動であるか。
- ④持続性：持続可能な文化芸術活動として見通しが立っているか。
- ⑤波及性：地域内や他の活動団体・創作者へ伝播していく活動であるか。

### (3) 審査の結果

審査結果については8月中に電子メール等にてお知らせします。

## 12 選定された場合の注意点

### (1) 補助金の返金・減額

補助金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違している点のあることが判明した場合、また本事業の要綱等や法令に違反した場合は、交付決定を取消し、補助金を返還していただくことがあります。

### (2) 選定結果・活動内容の公表

選定された活動については、団体等の名称、活動の概要、補助金額等の情報を、長野県ホームページ等のウェブサイトや広報媒体で公表します。

### (3) 経過報告及び実績報告、活動の評価

活動の進捗状況、実績等について、必要に応じて報告をしていただきます。あわせて、事業終了後指定する期日までに、指定の様式による実績報告書及び会計書類の提出をしていただきます。

### (4) 会計書類等の収集・保管

#### ア 支払関係書類の収集・保管

・実績報告に伴う会計書類として、補助金対象経費の支払関係書類〔〈領収書〉又は〈請求書と金融機関振込明細票のセット〉〕の写しを提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意し予め支払関係書類を収集してください。

(ア) 支払関係書類に記載の名称は、団体等名と一致させること。（略称は不可）

(イ) 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること。

※ 支払関係書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、補助金額が減額となる場合があります。

#### イ 補助金交付に関する書類の保管〔5年間〕

・選定された団体は、補助金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿及び支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して

整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管してください。

13 新型コロナウイルス感染症対策、安全への配慮

- (1) 活動にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県等が講じる措置や発出されるメッセージに協力のうえ、感染防止対策を徹底してください。
- (2) 活動にあたっては、安全等に配慮し、万一事故等が発生した場合は、責任をもって対処するとともに、速やかに状況を報告してください。

14 事業を中止する場合

事業を中止する場合は、速やかに状況を報告してください。

15 お問い合わせ

長野県県民文化部文化政策課芸術文化係

電話 026-235-7282

FAX 026-235-7284

電子メール geijutsu@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

○補助対象経費

費 目	内 容
制作費	制作費（脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等）、作品等実演費（演出、舞台監督、音響、照明、設置、試作、オペレーションスタッフ等）、賃借料（美術作品 ー保険料を含むー、機材等）等
報償費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費
旅 費	公共交通機関の利用に係る交通費、宿泊料
会場費	会場使用料、会場設営費、会場撤去費等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・作品等運搬費等
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	制作や発表活動等で使用する物品代（1件10万円未満）、新型コロナウイルス感染症対策のため物品等

※1 補助対象経費は、本事業の活動に要する経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

※2 この表に準じて必要な費目を追加することは可能ですが、補助金対象の可否について、事前に長野県への確認が必要です。